令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び
公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を下記のとおり公表いたします。

１　令和７年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

区　　分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
南 風 原 町	―	―	7.8	7.6
早期健全化基準	13.42	18.42	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※健全化判断比率の実質赤字比率の欄において「－」と表記されている場合は、実質赤字額がないことを表します。

２　令和７年度決算に基づき公営企業における資金不足比率を算定したところ、下表のとおりいずれの会計についても経営健全化基準を下回っております。

令和７年度決算に基づく公営企業における資金不足比率

（単位：％）

区　分	資金不足比率	経営健全化基準
下　水　道　事　業　会　計	―	20.0

※資金不足比率の欄において、「－」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表します。

（参　考）

【健全化判断比率】

①実質赤字比率

一般会計等（一般会計、土地区画整理事業特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合における標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する赤字額の割合を示します。

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、地方公営企業会計の資金過不足額の合計が赤字となった場合における標準財政規模に対する赤字額の割合を示します。

③実質公債費比率

標準財政規模に対する「公債費、企業債元利償還金充当の一般会計繰出金などの合計額」の割合（公債費等へ充当される特定財源、地方交付税で措置される部分を除く）を示します。

④将来負担比率

標準財政規模に対する「町債残高、一般会計繰出金の充当が見込まれる企業債残高、土地開発公社の負債、第三セクター等への損失補償債務に係る負担見込額などの合計額」の割合（公債費等に充当が見込まれる特定財源、地方交付税措置が見込まれる部分を除く）を示します。

●早期健全化基準

健全化判断比率の上記４指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により健全化に向けて取り組むことになります。

●財政再生基準

健全化判断比率のうち将来負担比率を除く３指標のうちいずれかが、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を策定し、国等の監督の下、確実な再生に向けて取り組むことになります。（地方債の発行も制限されます。）

【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合を示します。

●経営健全化基準

資金不足比率が20.0％以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により健全化に向けて取り組むことになります。